

## 社会福祉法人ゆうかり学園新型コロナウイルス感染予防対策基本指針

- 1、目的：政府基本方針及び厚労省通達を踏まえ、社会福祉法人ゆうかり学園新型コロナウイルス予防対策基本方針を策定し、入所・通所利用者その保護者、外来者（業者等）、職員及びその家族に周知徹底を図り、常に予防の必要性の認識を促し、感染防止に万全を尽くす。
- 2、職員
  - ①出勤時の検温・手指消毒・マスク着用
  - ②海外渡航自粛、歓送迎会等の集会への不参加
  - ③同居家族への協力依頼
  - ④基礎疾患職員及び妊婦職員への注意喚起
  - ⑤出張・外部での会議、研修会は緊急必要なものに限定する
  - ⑥不要不急の外出を自粛すること。やむを得ず外出する場合でも緊急事態宣言対象地域（福岡市、北九州市を含む）や県外を避けること。但し、事前に届け出て許可を得た場合を除く。いかなる外出の場合も3密（密閉、密集、密接）を避けること
  - ⑦前号の外出許可事項が終了した後は、出勤前に医師による問診を受けること。状況により自宅待機を命ずることがある。
- 3、施設利用者（入所）
  - ①不要不急の外出自粛又は延期・中止
  - ②面会及び外泊については、やむを得ない場合を除き禁止  
保護者：やむを得ないと認めた場合、面会は指定した場所に限定する。
- 4、施設利用者（通所）
  - ①通所、短期入所者については利用当日に発熱または風邪のような症状がみられる場合は利用をお断りします。また、ご家族に発熱があった場合も同様とする。
  - ②過去に発熱がみられた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善されるまで利用を見合わせる。
- 5、業者関係
  - ①納入業者：当分の間必要不可欠な業者にとどめ、マスク着用及検温・手指消毒を義務付ける。
  - ②その他：業者の出入りについては基本お断りする。
- 6、その他
  - ①家族感染の場合：自宅待機14日間（特別休暇）
  - ②海外旅行の職員：帰国後14日間の自宅待機（有給休暇）  
今後当分の間海外旅行は申請を受理しない。
  - ③2、職員⑦で自宅待機を命ずる場合は14日間とする。前各号を含めて14日のうち5日は有給休暇とする。
- 7、外部からの実習生、見学等は当分の間中止又は延期する。
- 8、当分の間『典心の湯』を閉鎖する。

一部追加：2、職員 ⑥不要不急の外出に関する事項（令和2年4月2日）

一部修正：2、職員 ⑥  
一部追加：2、職員 ⑦  
6、その他 ③

(令和2年4月10日)  
(           "           )  
(           "           )

以上